

防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 防衛省の職員の育児時間の請求に係る申出を一般職に属する国家公務員について定められているところの例によることとする。(第一条関係)
- 2 この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。(附則関係)